

# ひとり親家庭の サポートガイド



●相談窓口

名称		内容	問い合わせ先
市民相談室（市役所別館1階）	市民相談 （市民相談員）	日常生活における困りごとなどの相談ができます。（電話相談も可能です。）	市政情報課 ☎048-736-1111
	法律相談（弁護士） ※予約制	離婚、相続、金銭の貸し借りなどの相談ができます。	
相談室（庄和総合支所2階）	法律相談（弁護士） ※予約制	離婚、相続、金銭の貸し借りなどの相談ができます。	庄和総合支所 総務担当 ☎048-746-1111
消費生活センター（市役所別館3階）	消費生活相談	消費生活に関する苦情や相談に対し、消費生活アドバイザーなどの資格を持つ専門の相談員が相談を受けています。（電話相談）	交通防犯課 ☎048-736-1111
教育相談センター		子どもの養育や教育全般についての相談を受け付けています。また、不登校の子どもたちが学校に登校できるよう支援する適応指導教室「そよかぜ」・「すくすく」と、登校支援指導教室「ステップ教室」を設けています。	教育相談センター ☎0120-88-4266/ 048-763-2220 こども電話相談 ☎0120-24-8466
埼玉県越谷児童相談所		県の相談機関として子ども（0歳から18歳未満）についてのさまざまな相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行います。相談には、児童福祉司（ケースワーカー）や児童心理司があたります。	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～18時15分 ☎048-975-4152 ※夜間・休日の連絡先 休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154 または 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189番（いちはやく）

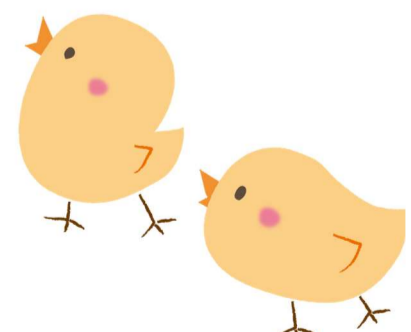


春日部市男女共同参画推進センター (ハーモニー春日部)	女性総合相談	生き方、家族、夫婦、DV、人間関係などの悩みに女性相談員が対応します。 (予約可、面接・電話相談です。)	毎週月・火・水・金曜日 10時～15時 ☎048-731-3333
	女性のからだ (母乳・育児相談)	心とからだの健康、母乳・育児などの悩みに女性保健師が対応します。 (予約可、面接・電話相談です。)	毎週木曜日 13時～16時 ☎048-731-3333
	女性のカウンセリング相談	心の悩みに女性カウンセラーが対応します。 (予約可、原則は面接相談ですが電話も可能です。)	毎月第1・2・3土曜日 12時～16時 ☎048-731-3333
	女性のための法律相談	法律的な問題について女性弁護士が対応します。(予約可、面接相談です。)	毎月第4土曜日 13時～16時 ☎048-731-3333
	男性のための法律相談	男性の心の健康、キャリアカウンセリング、生き方などに男性の相談員が対応します。 (予約可、面接・電話相談です。)	毎月第1日曜日 13時～16時 ☎048-731-3333
埼玉県母子・父子福祉センター	母子・父子家庭等の人に対して、生活、就業、法律、養育費についての相談や講習会、求人情報の提供等の就業支援サービスを行っています。	東部中央母子・父子福祉センター ☎048-737-2139	



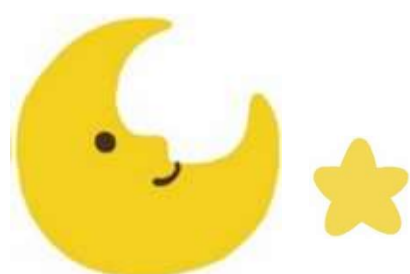


<p>家庭児童相談</p>	<p>子育ての悩みは誰にでもあります。子育てに少しでも不安やストレスを感じたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。</p> <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①性格、情緒、生活習慣等に関する事</li><li>②学校生活等に関する事</li><li>③その他、家庭における児童に関する事等</li></ul>	<p>◇市役所1階家庭児童相談室 月曜日～金曜日 10時～17時 ☎048-736-1111</p> <p>◇春日部第1児童センター 「エンゼル・ドーム」 毎月第3日曜日、毎週水曜日、木曜日 10時～17時 ☎048-755-8190</p> <p>◇春日部第2児童センター 「グーかすかべ」 毎週金曜日 10時～17時 ☎048-754-9140</p> <p>◇庄和児童センター 「スマイルしょうわ」 毎週月曜日 10時～17時 ☎048-718-0088</p> <p>※施設の休館日、祝日、休日、年末年始を除く</p>
---------------	--	---





<p>子育て電話相談</p>	<p>子育てに関する相談を、保育所の保育士がお受けします。匿名でも結構ですので、お気軽にご相談ください。（心配ごと、悩みをお持ちの方、育児について話し相手のいない方等）</p>	<p>各公立保育所 月～金（祝日・ 年末年始を除く）10時～16時</p> <p>◇武里南保育所 ☎048-735-4381</p> <p>◇第3保育所 ☎048-752-0736</p> <p>◇第4保育所 ☎048-735-0066</p> <p>◇第5保育所 ☎048-735-8471</p> <p>◇第6保育所 ☎048-754-5040</p> <p>◇第7保育所 ☎048-754-7426</p> <p>◇第8保育所 ☎048-754-8349</p> <p>◇第9保育所 ☎048-754-3521</p> <p>◇八木崎保育所 ☎048-797-5747</p> <p>◇庄和第1保育所 ☎048-746-3511</p> <p>◇庄和第2保育所 ☎048-746-5221</p>
----------------	--	---



●生活を応援

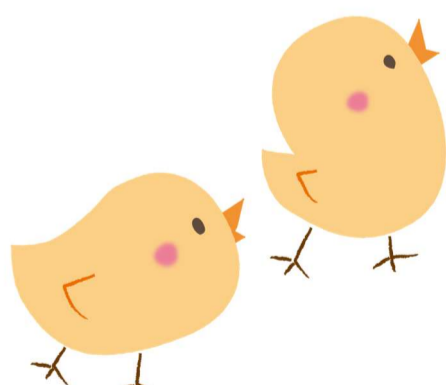
名称		内容	問い合わせ先
手 当	児童扶養手当	18歳になった年の年度末までの児童（一定の障害のある児童は20歳未満）で、父母の離婚などによって、子どもがひとり親家庭等で育成される場合の生活の安定や自立を促すなど、子どもの福祉のために支給される手当です。  （所得要件があります。）	こども政策課
	児童手当	15歳になった年の年度末までの児童を養育している方を対象に支給します。	☎048-736-1111 庄和総合支所
	遺児手当	15歳になった年の年度末までの児童の父または母、あるいは両親が死亡した場合、保護者に対して支給します。  （所得要件があります。）	福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111
	交通遺児援護金	交通事故により、父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育していて市内に住所を有する方に対して、交通遺児援護金を支給します。	
医 療 費	こども医療費	子どもの医療保険制度における医療費の一部負担金のうち最終的な自己負担額を助成します。  （事前に受給資格の登録が必要です。）  《入院》18歳到達後最初に迎える3月31日までの子ども 《通院》15歳到達後最初に迎える3月31日までの子ども	こども政策課 ☎048-736-1111 庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111
	ひとり親家庭等医療費	医療保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭など、ひとり親家庭等の方が、医療にかかった場合に支払った医療費のうち最終的な自己負担額を助成します。  （事前に受給資格の登録が必要となり、児童扶養手当に準じた所得制限があります。）	こども政策課 ☎048-736-1111 庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111



<p style="text-align: center;">援助</p>	<p style="text-align: center;">就学援助</p>	<p>市内の公立小・中学校及び義務教育学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的にお困りの方を対象に、学校給食費、学用品、修学旅行費などの一部を援助します。</p> <p>(所得制限があります。)</p>	<p>学務課</p> <p>☎048-763-2447</p>
<p style="text-align: center;">年金</p>	<p style="text-align: center;">遺族基礎年金</p>	<p>国民年金の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)がある方または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族</p> <p>(※子のある妻、子のある夫または子)に支給されます。</p> <p>(※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子です。)</p>	<p>市民課</p> <p>☎048-736-1111</p> <p>庄和総合支所</p> <p>市民窓口担当</p> <p>☎048-746-1111</p> <p>春日部年金事務所</p> <p>お客様相談室</p> <p>☎048-737-7112</p> <p>*音声ガイダンスが流れたら、1番を押した後に2番を押してください。</p>
	<p style="text-align: center;">遺族厚生年金</p>	<p>厚生年金の被保険者または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族(配偶者、※子、父母、孫または祖父母)に支給されます。</p> <p>(※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子です。)</p>	<p>春日部年金事務所</p> <p>お客様相談室</p> <p>☎048-737-7112</p> <p>*音声ガイダンスが流れたら、1番を押した後に2番を押してください。</p>



貸付制度	母子及び父子並びに 寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のため、必要な資金を貸付ける県の制度です。  《貸付の種類》①就学支度②修学③修業④就職支度⑤技能習得⑥医療介護⑦生活⑧転宅⑨住宅⑩事業開始⑪事業継続⑫結婚	埼玉県東部中央福祉事務所  ☎048-737-2359  こども政策課  ☎048-736-1111  庄和総合支所  福祉・健康保険担当  ☎048-746-1111
	入学準備金・奨学金 貸付	高等学校、専修学校、短大、大学に進学する意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な方（その保護者）を対象に、無利子で貸付けます。（所得制限があります。）	学務課  ☎048-763-2447
	埼玉県ひとり親家庭 高等職業訓練促進資 金貸付事業	高等職業訓練促進給付金受給者を対象とした貸付です。  なお、この貸付は養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し、5年間従事した場合、返還が全額免除されます。	埼玉県社会福祉協議会  福祉人材センター  ☎048-824-3370
その他	JR 定期乗車券の 割引制度	児童扶養手当の支給（全額支給停止者を除く）を受けている世帯の人が JR 通勤定期券を購入する場合に、割引が受けられます。	こども政策課  ☎048-736-1111








## ●子育ての応援

名称	内容	問い合わせ先
保育所（園） 認定こども園（保育園利用） 地域型保育事業所	保護者の就労などにより、保育を必要とする子どもを預かる施設です。市内には、公立保育所11施設、私立保育園20施設、認定こども園（保育園利用）7施設、地域型保育事業所11施設があります。	保育課 ☎048-736-1111
私立幼稚園 認定こども園（幼稚園利用）	遊びや体験を通じて小学校以降の生活や学習の基盤を育成する施設です。市内には、私立幼稚園14施設、認定こども園（幼稚園利用）7施設があります。通常教育時間以外に預かり保育も実施しています。	
放課後児童クラブ	市内の公立小学校及び義務教育学校（前期課程に限る）に通う児童のうち、保護者が昼間に常時留守になっている家庭の児童を対象に、家庭に代わる生活の場を確保し、その児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。	
春日部市ファミリー・サポート・センター	地域で子育てをサポートしていくことを目的に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員となり、会員同士の助け合いで子育て中のお父さん、お母さんを応援しています。 ≪サービス内容≫原則として提供会員の自宅で、お子さんをお預かりします。（送迎等）	ファミリー・サポート・センター事務局 （春日部市社会福祉協議会内） ☎048-755-2324
春日部市緊急サポートセンター	春日部市ファミリー・サポート・センターと同じ目的で、春日部市緊急サポートセンターを設置し、育児援助活動を行っています。 ≪サービス内容≫①病児、病後児の預かり②宿泊を伴う預かり③保護者の体調不良など緊急を伴う預かり④保育園からの急な呼び出しの送迎、預かり⑤そのほか子どもにかかわるお手伝いが必要なとき	緊急サポートセンター 一埼玉 ☎048-297-2903

●仕事を応援

	名称	内容	問い合わせ先
給 付 金	高等職業訓練促進給付 金等	母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい対象資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を、また修業終了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。（所得要件があります）	こども政策課 ☎048-736-1111
	自立支援教育訓練給付 金	母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を取得するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を給付するものです。（所得要件があります）	
求 人	春日部公共職業安定所 「ハローワーク春日 部」	求人受理、求人情報の提供、職業相談、職業紹介および雇用保険に関する業務を行います。	ハローワーク春日部 ☎048-736-7611
	マザーズハローワーク 大宮	ママ、パパの働きたい！を応援しています。ベビーチェアや絵本を用意しているので、お子様連れでも安心して利用できます。	マザーズハローワーク大宮 ☎048-856-9500
	内職情報の提供	「時間を利用して何か仕事がしたい」と考えている人に、内職情報を提供しています。※原則として、市内在住者を対象としています。	それぞれの事業者へ直接ご連絡ください。  (市公式ホームページ) 



## ●住まいを応援

名称	内容	問い合わせ先
市営住宅	市では「空家募集制」を設け、空家が生じた場合に入居者募集を行っています。詳しくは、市公式ホームページでお知らせします。	住宅政策課 ☎048-736-1111 
県営住宅	県営住宅の定期募集は1月・4月・7月・10月の年4回です。「埼玉県県営住宅入居者募集のご案内」は、各募集月の21日まで市役所1階総合案内、市役所4階住宅政策課、武里出張所、庄和総合支所で配布しています。	詳しくは、埼玉県住宅供給公社のホームページをご覧ください。 
公団住宅	市内には武里団地と小湊団地の2か所に公団住宅があります。入居などについては、UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）へお問い合わせください。詳しくは、UR都市機構のホームページをご覧ください。	UR 大宮営業センター ☎048-649-2277  UR せんげん台現地案内所 ☎048-974-7737



## ひとり親家庭のサポートガイド

発行年月：令和3年4月

発行：春日部市

編集：春日部市 こども未来部 こども政策課

住所：〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

電話：048-736-1111

F A X：048-733-0220



市公式ホームページ（ひとり親家庭の支援）